

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 長野市監査委員 | 増 | 山 | 幸 | 一 |
| 同 | 轟 | | 光 | 昌 |
| 同 | 寺 | 澤 | 和 | 男 |
| 同 | 小 | 林 | 秀 | 子 |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 随時監査(工事監査・後期) (21監査第81号) 分

| | 指摘事項 | 平成22年度の措置状況 | 平成23年度の措置状況 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|--|---|------------|
| <p>1 計画及び設計について (報告書3ページ)</p> | <p>(1) 旧溜池の跡地処理に関し調査・検討の上、早急に対処すべきもの 山の中腹に位置する旧溜池が、管理不十分で危険な状態にあると危惧される事例があった。 この池は、溜池としての必要性がなくなったため、平成2年に用途廃止し、水抜きした上で管財課が引き継いだ市有財産である。その後、湧水や裏山からの雨水の流入により再び池となり現在に至っている。 管財課では、児童等が池へ入ると危険であると判断し、ロープで周囲を囲うとともに注意喚起看板を設置した。また、池から漏水があったため、堤体法尻に暗渠排水管を設置するなどの対策もした。池の埋め立ても検討したが、湧水による影響が危惧されたため、それを断念した経緯もある。 しかし、この池は、山腹に広がる住宅団地の上部にあり、背面に山を抱えていることと、堤体からの漏水もあることから、現状のまま管財課が管理し続けることは防災上危険であると危惧される。そのため、「裏山からの湧水や雨水処理の対策をし、池を埋め立てて土地の有効利用を図るのか」、「所管換えして正規の転落防止柵を設置し、雨水調整池として残す必要があるのか。また、そのためには堤体の補強等が必要か」等の調査・検討を行い、旧溜池の跡地処理に関し早急に対処すべきである。</p> | <p>当該地は地すべり防止区域内に位置していることから、地すべりを誘発する可能性のある埋め立て等の工事が実施できないことや、現状、雨水調整池及び溜池としての機能が無いため、事業課への所管換えもできないことなどから、引き続き管財課で所管し、安全対策を講ずることとした。昨年、農業土木課と現地調査を実施し、裏山から湧水が流れ込んでいる箇所を特定し、池に水が溜まらないよう湧水を直接排水する工事を実施した。しかし、池の水が完全に引くことはなく、一部水溜り箇所が残っていることから引き続き改善に向けた検討及び対策を行う。</p> | <p>23年度、転落防止フェンス設置工事実施予定。隣接者との境界立会い実施済みである。</p> | <p>管財課</p> |